

栄養表示に関する調査会 中間報告

平成26年3月26日

栄養表示に関する調査会

検討課題1 栄養表示の対象成分について

1-1 食品表示基準に規定する「栄養成分」について

1-2 義務化の対象成分について

1-3 ナトリウムの表示方法について

検討課題2 栄養表示の対象食品及び対象事業者について

2-1 栄養表示の対象食品について

2-2 栄養表示の対象事業者について

検討課題3 各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

3-1 栄養成分等の分析方法及び表示単位等について

3-2 「誤差の許容範囲」について

<今後の検討課題>

検討課題4 栄養強調表示について

検討課題5 表示の方法について 等

1-1 食品表示基準に規定する「栄養成分」について

▷ 背景: 資料1(5~6頁)

▷ 考え方: 資料1(6頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

食品表示基準に規定する「栄養成分」は、現行の栄養表示基準第1条の2に規定する栄養成分と同じとする。(標準化された分析法が平成25年度中に確立される見込みのモリブデンについては、追って検討する。)



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・モリブデンの生理作用について説明する必要がある。
- ・海外におけるモリブデンの表示方法について、説明を求める。

1-2 義務化の対象成分について

▷ 背景: 資料1(8~9頁)

▷ 考え方: 資料1(10~14頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

新基準における栄養成分の表示の在り方については、次の3点を勘案して決定する。

- ①消費者における表示の必要性(国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等)、
- ②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性

義務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任意	推奨※	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

※推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。(任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。)、

○調査会でとりまとめた方向性

一部反対意見はあったが、消費者庁の提案内容が概ね支持された。

なお、附帯事項として、義務化に向けた環境整備の施策も進めることとされた。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・推奨というカテゴリーにすると、流通から求められることになり、実質的に義務と変わらない。推奨はやめて、義務と任意のみとしてほしい。国際的にも例がない。
- ・推奨とした2項目が、義務とすべき緊急の課題とは読み取れない。

1-3 ナトリウムの表示方法について

▷ 背景: 資料1(15頁)

▷ 考え方: 資料1(15頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。



○調査会でとりまとめた方向性

一部反対意見はあったが、消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

- ・栄養指導でも「食塩相当量」を用いているため、消費者にとっては「食塩相当量」の方が分かりやすい。
- ・食塩を添加していない食品もあり、食塩相当量は適当ではない。食塩相当量かナトリウムのいずれか選択できるようにすべき。コーデックスにおいても、同様の議論の結果、ナトリウムで表示することになったはずである。

2-1 栄養表示の対象食品について

- ▷ 背景: 第2回資料1-1(3~4頁)
- ▷ 考え方: 第2回資料1-1(5~8頁)、第3回資料1(3~8頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

原則として予め包装された全ての加工食品と添加物について、栄養成分の量及び熱量の表示を義務とする。ただし以下の3点を勘案し表示義務を免除する食品を規定する。

- ①消費者における表示の必要性、②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性

		加工食品(予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
新基準(案)	義務	○※	×	○※
	任意	○	○	○
現行基準	任意	○	△(鶏卵)	×

○対象、△一部対象、×対象外 注)特別用途食品及び設備を設けて飲食させる食品を除く。

※以下に該当する食品は表示義務を免除する。

- ・栄養上、意味のない食品
- ・酒類
- ・極短期間でレシピが変更される食品
- ・学校給食や病院給食等への販売に供する食品
- ・加工食品の原材料として使用される食品
- ・小包装食品
- ・製造場所で直接販売される食品

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

○調査会でとりまとめた方向性

一部反対意見はあったが、消費者庁の提案内容が概ね支持された。

製造場所で直接販売される食品については、直ちに義務化出来なくとも、義務化を目指して今後検討すべきとされた。

○表示義務を免除する食品について出された補足意見(その他意見の詳細は議事録参照)

- ・「栄養上、意味のない食品」という用語よりも、「栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられる」等の表現の方がよい。
- ・酒類について、アルコール分1%で線引きすることは問題。／嗜好品であり強調表示の場合に表示することでよい。
- ・国際整合性については、各国の免除規定を丁寧に検討すべき。／各国の免除規定は共通するところを押さえておくレベルでいいのではないか。
- ・極短期間が何日かという、定義が必要。
- ・加工食品の原材料として使用される食品について、表示されない場合においても、確実に情報伝達されることが重要。
- ・学校給食や病院給食等への販売に供する食品について、実態として、情報伝達が確実にできており義務化しても困らないならば、義務化してもいいのではないか。／義務化の重みを考え、必要のないルールは定めるべきでない。

(前頁からのつづき)

- ・製造場所で直接販売される食品について、商品によっては、表示可能なものもある。事業者の実行可能性について検証が必要。インスタ加工される食品は消費者が直接手に取るものであり、業務用とは違って栄養表示が必要ではないか。中長期的に見れば栄養表示は安全性確保に資するものである。「義務としない」と結論づけるには、まだ検討する余地が残されている。
- ・設備を設けてその場で飲食させる食品について、任意で表示する場合であっても、一定のルールに従う必要があるのではないか。情報の伝達は重要である。「適用対象としない」ではなく、「義務としない」とすべきではないか。

2-2 栄養表示の対象事業者について

▷ 背景: 第2回資料1-1(11頁)

▷ 考え方: 第2回資料1-1(12頁)、第3回資料1(3頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

- ・原則として、全ての食品関連事業者を表示義務の適用対象とする。
- ・ただし、表示責任者が以下に該当する場合は、表示義務を免除する。
 - ・正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数が5人以下の食品関連事業者
 - ・食品関連事業者以外の販売者
- ・業務用食品を扱う事業者には、表示義務を課さない。

○調査会でとりまとめた方向性

例外規定を「正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数を5人」とすることは継続審議することとし、それ以外は、消費者庁の提案内容が支持された。

○「正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数を5人」とすることについての補足意見 (その他意見の詳細は議事録参照)

- ・配布された資料だけでは判断できない。
- ・輸入食品等、少人数であっても流通量が多い食品もあるため、販売個数についても考慮すべき。

検討課題3:各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

第3回(平成26年3月12日)

3-1 栄養成分等の分析方法及び表示単位等について

▶ 背景:資料2-1(4~8頁)

▶ 考え方:資料2-1(4~8頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

● 分析方法について

栄養表示基準別表第2の第3欄を維持しつつ、通知により運用されている栄養成分について追加する。

● 表示単位について

- ・原則として、現行の栄養表示基準別表第2の第2欄を維持する。
- ・新たに基準に分析方法を記載する栄養成分については、食事摂取基準の基準値を参考に、表示単位を設定する。
- ・「食塩相当量」の表示単位は、栄養指導や栄養施策で用いられる単位である「g(グラム)」とする。

(次頁につづく)

(前頁からのつづき)

○消費者庁提案の新基準(案)

● 最小表示の位について

・以下の原則に従い、最小表示の単位を決定する。

i. 栄養素等表示基準値の表示の位に準じる。

ii. 栄養素等表示基準値が設定されていない栄養素については、食事摂取基準の基準値を参考に、最小表示の位を設定する。

iii. 上記以外の栄養素(例:糖類等)については、その栄養素が包含される栄養成分(例:糖類の場合は炭水化物)の最小表示の位に準じる。

・ただし、必要がある場合において最小表示の位を下げることを妨げるものではない。

・「食塩相当量」について、上記の原則(ii)に基づく最小表示の位は小数第1位であるが、日本人の過剰摂取による健康影響が懸念される栄養成分(ナトリウム)の表示として、適切な情報提供が必要であるため、0.1g未満の場合は小数第2位まで表示することとする。



○調査会でとりまとめた方向性

分析方法、表示単位、最小表示の位について、いずれも消費者庁の提案内容が概ね支持された。

○補足意見(詳細は議事録参照)

・最小表示の単位について、食品標準成分表における数値の丸め方と異なる点があり、整理した方が良いのではないか。

検討課題3:各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

第3回(平成26年3月12日)

3-2 「誤差の許容範囲」について

▶ 背景:資料2-1(10~14頁)

▶ 考え方:資料2-1(10~14頁)

○消費者庁提案の新基準(案)

● 合理的な推定に基づく表示値の設定等について

「合理的な方法に基づく表示値の設定」及び「低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大」は、栄養表示の義務化に向けた環境整備の一環であるため、新基準においても引き続き継続することとする。

● 誤差の許容範囲の基準とする値について

表示値を基準として許容範囲を規定する。

(現行制度では、規定された分析方法によって得られた値を基準として誤差の許容範囲を規定している)

● 「誤差の許容範囲」という用語について

「誤差の許容範囲」を「許容差の範囲」に改める。



○調査会でとりまとめた方向性

消費者庁の提案内容が支持された。